

社保審一介護給付費分科会
第44回 (H. 19. 11. 12) 参考資料2

第44回介護給付費分科会参考資料

介護療養型医療施設における特定診療費の項目等

- 介護療養型医療施設等で算定可能である特定診療費は以下のとおり。
- 介護老人保健施設では算定不可となっている。

特定診療費項目	単位数	加算の概要	厚生労働大臣が定める特定診療費に係る施設基準等(平成12年厚生省告示第31号)
1 感染対策指導管理	5単位	院内に感染対策委員会を設置し、感染対策を常時講じた場合	<ul style="list-style-type: none"> ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌の感染を防止するにつき十分な設備を有していること。 ・メチシリン耐性黄色ブドウ球菌の感染を防止するにつき十分な体制が整備されていること。
2 痢瘍対策指導管理	5単位	専任医師等からなる瘻瘍対策チームの設置、瘻瘍対策を実施した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・瘻瘍対策につき十分な体制が整備されていること。
3 初期入院診療管理	250単位 (原則として入院中1回)	入院後早期に所定の診察、検査等を行って、診療方針を定め患者に対し文書で説明を行った場合(同一医療機関から転棟、転床した患者は除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師等の共同により策定された診療計画であること。 ・病名、症状、予定される検査及びリハビリテーションの内容及びその日程その他入院に関し必要な事項が記載された総合的な診療計画であること。 ・当該診療計画が入院した日から起算して二週間以内に、患者に対し文書により交付され説明がなされること。
4 重度療養管理	120単位	要介護4・5の患者のうち一定の常態にあるものに対し、計画的な医学的管理、療養上必要な処置を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・常時頻回の喀痰吸引を実施している状態 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ・中心静脈注射を実施しており、かつ、強心薬等の薬剤を投与している状態 ・人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態 ・重症な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に掲げる身体障害者障害程度等級表の四級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態
5 特定施設管理①	250単位	HIV感染者が入院した場合	
6 特定施設管理②	150卖位	HIV感染者について、個室又は2人部屋で対応した場合(①に加算)	
6 重症皮膚潰瘍管理指導	18単位	重症皮膚潰瘍を有している患者に対し、計画的な医学的管理・療養上の指導を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・第二号に掲げる瘻瘍対策指導管理の基準を満たしていること。 ・皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を標榜している病院又は診療所であること。 ・重症皮膚潰瘍を有する入院患者について皮膚泌尿器科若しくは皮膚科又は形成外科を担当する医師が重症皮膚潰瘍管理を行っていること。 ・重症皮膚潰瘍管理を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
7 薬剤管理指導	350卖位 (週1回、月4回まで)	投薬又は注射及び薬学的管理指導等を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤管理指導を行うにつき必要な薬剤師が配置されていること。 ・薬剤管理指導を行うにつき必要な医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設を有していること。 ・入院中の患者に対し、患者ごとに適切な薬学的管理(副作用に関する状況の把握を含む。)を行い、薬剤師による服薬指導を行っていること。
8 医学情報提供	220卖位 290卖位	患者の退院に際して、他の医療機関での診療の必要性を認め、文書を添え	
9 理学療法I	180卖位	患者に対して、理学療法を個別に行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士が適切に配置されていること。 ・患者数が理学療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。 ・当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
9 理学療法II	100卖位		<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士が配置されていること。 ・患者数が従事者の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。 ・当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
9 理学療法III	50卖位		<ul style="list-style-type: none"> ・理学療法士が配置されていること。 ・患者数が従事者の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。 ・当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
10 作業療法	180卖位	患者に対して、作業療法を個別に行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・作業療法士が適切に配置されていること。 ・患者数が作業療法士を含む従事者の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。 ・当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
11 言語聴覚療法	180卖位	患者に対して、言語聴覚療法を個別に行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・言語聴覚士が適切に配置されていること。 ・患者数が言語聴覚士の数に対し適切なものであること。 ・当該療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。 ・当該療法を行うにつき必要な器械及び器具が具備されていること。
12 摂食機能療法	185卖位 (1月に4回まで)	患者の状態像に対応した診療計画書に基づく訓練指導を行った場合	
13 リハビリテーションマネジメント	25卖位	多職種協働によるカンファレンスの実施等に基づく理学療法、作業療法、言語聴覚療法、摂食機能療法を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。 ・入院患者ごとのリハビリテーション実施計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士がリハビリテーションを行っているとともに、入院患者の状態を定期的に記録していること。 ・入院患者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。 ・リハビリテーションを行なう医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、看護職員、介護職員その他の職種の者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。
14 短期集中リハビリテーション	60卖位	入院日から3ヶ月以内の期間に集中的に理学療法、作業療法、言語聴覚療法又は摂食機能療法を行った場合	
15 精神科作業療法	220卖位	精神障害者の社会生活機能の回復を目的として行う作業療法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業療法士が適切に配置されていること。 ・患者数が作業療法士の数に対し適切なものであること。 ・当該作業療法を行うにつき十分な専用施設を有していること。
16 認知症老人入院精神療法	330卖位 (1週間につき)	精神科医師の診療に基づき対象となる患者ごとに治療計画を作成し、この治療計画に従って行う。	